

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/7/17号 (No. 280)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 商務部、米 USTR の通商法 301 条調査の声明に反論(商務部公式サイト 2018年7月12日)
2. SIPO 廖濤副局長、ドイツ BMW グローバル知的財産顧問と会談(国家知識産権網 2018年7月11日)
3. 中国と中東欧が税関協力強化、「一带一路」構想を推進(税関総署公式サイト 2018年7月9日)

○ 地方政府の動き

1. 済南市で専利の移転・転化と運営に関するフォーラムが開催(国家知識産権網 2018年7月10日)

○ 司法関連の動き

1. 全国で16番目の知的財産権法廷、江西・南昌市で設立(江西省政府公式サイト 2018年7月6日)

○ 統計関連

1. 国家知識産権局が専利、商標、地理的表示の統計データを公表(国家知識産権網 2018年7月11日)
2. 「中国法治建設年度報告(2017)」発表、専利行政法執行が6万6649件(国家知識産権網 2018年7月6日)

○ その他知財関連

1. 第5回中国ロシア博覧会がエカテリンブルクで開幕(国家知識産権戦略網 2018年7月10日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 商務部、米 USTR の通商法 301 条調査の声明に反論★★★

米通商代表部(USTR)が10日に「通商法301条に基づく調査に関する声明」を発表したことを受け、商務部は12日、声明を発表し、米国が批判する技術移転の強制や知的財産権の侵害などについて事実ではないとの見解をし、「反撃措置を取らざるを得ない」と強調した。

声明はまず、「中国が経済貿易協力を通じて不正な手段で利益を手に入れた」との指摘について、「事実を歪曲した言論である」と反論した。また、知的財産権侵害、強制的技術移転について、「中国は、知的財産権の法的保護システムがほぼ整備している」、「技術協力を含む経済貿易協力は、自発的原則に基づく契約上の行為であり、両国企業は長年にわたって莫大な恩恵を受けてきた」と強調した。

また、中米貿易に関する米国側の意見を中国が無視し、積極的な対応をしなかったとの指摘について、「これも事実合わないもの」とし、「米国が引き起こした貿易戦争は、中国のみならず全世界を敵に回しており、世界経済を危険にさらすことになる」などと指摘し、「反撃的な措置を取らざるを得ない」との姿勢を改めて示した。

(出典：商務部公式サイト 2018年7月12日)

★★★2. SIPO 廖濤副局長、ドイツ BMW グローバル知的財産顧問と会談★★★

7月9日、中国国家知識産権局（SIP0）廖濤副局長が北京で、ドイツ BMW グループのグローバル知的財産顧問を務めるジョセフ・ディルシャレル（Josef Dirscherl）氏と会談を行った。

廖副局長はSIP0の最新状況を紹介した。さらに、中国政府は知的財産権保護を高く重視しており、SIP0としては世界のイノベーターに高品質で効率的なサービスを提供し、業界の意見に耳を傾けたいと表明した。ディルシャレル氏は、SIP0の活動を評価した後、今後のさらなる交流強化を望むと語った。双方はまた、中国の「国家知的財産権戦略概要」実施10周年の成果、知的財産権分野の行政法執行、関連法律・政策などについて意見交換を行った。

（出典：国家知識産権網 2018年7月11日）

★★★3. 中国と中東欧が税関協力強化、「一帯一路」構想を推進★★★

7月5～8日、国務院の李克強総理がブルガリアを訪問し、第7回中国・中東欧諸国（16+1）首脳会合に出席した。会合において発表された「中国・中東欧諸国協力ソフィア綱要」に、通関手続き簡素化や税関協力フォーラムの共催などの税関協力強化に関する内容が盛り込まれた。

中国税関とポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ルーマニアなどの中東欧にあるEU加盟国の税関は、「中国-EUの安全でインテリジェントな貿易航路（安智貿）」パイロット事業や「認定通関業者」（AEO）相互承認、知的財産権保護などで協力を進めている。今回の「ソフィア綱要」によると、各方は、より多くの中東欧国家による「安智貿」事業への参与を促進することで合意に達した。

中国と中東欧諸国間の税関協力は、「一帯一路」構想に対する共同支援と促進の具体的な現れである。中国税関は、「監視管理の相互承認、法執行支援、情報交換」、「安智貿」パイロット事業拡大などで、中東欧諸国との協力を引き続き推進していきたいと表明した。

（出典：税関総署公式サイト 2018年7月9日）

○ 地方政府の動き

★★★1. 済南市で専利の移転・転化と運営に関するフォーラムが開催★★★

7月6日、山東省知識産権局、済南市知識産権局が専利（特許、実用新案、意匠）の移転・転化と運営に関するフォーラムを共催した。知的財産権サービスの普及と推進を狙い、国家知識産権局が今年進めている公益活動の一環でもある。済南市の専利移転・転化、運営の促進と、技術移転とサービス業界の発展に重要な意義があるとみられる。

済南市の各県・区の知識産権局、知的財産権仲介サービス機構、大学、企業、研究機関からの代表100名以上が出席した。

フォーラムに参加した専門家は▽専利運営による産業モデル転換の促進、▽高い価値を有する専利の育成パターン、▽大学の技術成果の移転、転化事例——などについて演説を行い、参会者と交流を行った。

（出典：国家知識産権網 2018年7月10日）

○ 司法関連の動き

★★★1. 全国で16番目の知的財産権法廷、江西・南昌市で設立★★★

7月5日、全国で16番目の知的財産権法廷、南昌知的財産権法廷が設立された。江西省としては初の知的財産権専門の裁判機関である。

南昌知的財産権法廷は、江西省全域の専利（特許、実用新案、意匠）、ノウハウ、コンピューターソフトウェア、植物新品種、集積回路設計図、中国馳名商標認定、独占紛争に関わる第一審の知的財産権民事、行政事件と、南昌市で起こった第一審の知的財産権民事、行政、刑事事件（下部裁判所の管轄事件を除く）などを管轄する。

省高級人民法院の責任者によると、江西省では近年、企業による専利出願、登録件数の大幅増に伴い、裁判所で受理した知的財産権事件も急増している。知的財産権専門法廷の設立により、知的財産権の司法保護の強化と地域競争力の向上促進が期待されている。

(出典：江西省政府公式サイト 2018年7月6日)

○ 統計関連

★★★1. 国家知識産権局が専利、商標、地理的表示の統計データを公表★★★

7月10日、国家知識産権局が北京で記者発表会を開催し、専利（特許、実用新案、意匠）、商標、地理的表示に関する統計データを公表した。

今年上半期（1～6月）、中国の特許出願は75万1000件、特許登録は21万7000件に達した。この中で、内国特許登録は職務発明15万9000件、非職務発明1万2000件を含む17万1000件であった。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は2万3000件、前年同期比6.3%増加した。6月末時点の総保有件数は147万5000件で、人口1万人あたり特許保有件数は10.6件となっている。

上半期の商標出願件数は358万6000件、審査件数は306万5000件であった。6月末時点の累計出願件数は3142万8000件、累計登録件数は1939万5000件、有効件数は1680万7000件に達する。

また、上半期に地理的表示製品保護申請10件を受理し、地理的表示製品46件を登録し、地理的表示使用企業135社を認可した。6月末時点の地理的表示製品登録件数は、国内2298件、国外61件を含む2359件となっている。

(出典：国家知識産権網 2018年7月11日)

★★★2. 「中国法治建設年度報告（2017）」発表、専利行政法執行が6万6649件★★★

中国法学会が作成した「中国法治建設年度報告（2017）」がこのほど発表された。法に基づく行政活動、司法体制改革、知的財産権保護などの分野における昨年の活動状況、実績などがまとめられた。

「知的財産権の保護」について、報告書は、「昨年は国家知的財産権戦略の実施を推進し、知的財産権強国建設を加速させる重要な1年である」とし、各地域、各部門が知的財産権保護で目覚ましい成果を上げたと強調した。

昨年、中国の専利（特許、実用新案、意匠）出願は369万8000件に達し、前年より6.7%増加した。商標登録出願は574万8200件、同55.7%増加し、著作権登録件数は274万700件、同36.9%増加した。

専利管理当局による行政法執行事件の扱い件数は6万6649件、前年より36.3%増加した。この中で、専利紛争事件は同35%増の2万8157件、専利詐称事件は同37.2%増の3万8492件となっている。工商部門による商標関連の法執行件数は3万130件であった。

(出典：国家知識産権網 2018年7月6日)

○ その他知財関連

★★★1. 第5回中国ロシア博覧会がエカテリンブルクで開幕★★★

7月9日、ロシア・エカテリンブルクで第5回中国・ロシア博覧会が開幕した。同博覧会のロシア開催は2回目。今年のテーマは「新しい出発点、新しい機会、新しい未来」。ロシアと中国の企業200社以上が参加する。中国とロシアの経済力を表す製品と技術を展示し、両国の地域と産業間の協力強化について全面的に交流する場を提供した。

開催期間中に、中国ロシア知的財産権分野協カラウンドテーブルや中国ロシア金融協カラウンドテーブル、中国ロシア工科大学連盟第4回サミットを含む27のイベントが行われる。

中国商務部、中国黒龍江省政府とロシア経済発展省が同博覧会を共催した。

(出典：国家知識産権戦略網 2018年7月10日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved